

# 接続料の算定に関する研究会（第13回） ～「網機能提供計画」制度の見直しについて～

2018年6月29日

東日本電信電話株式会社  
西日本電信電話株式会社

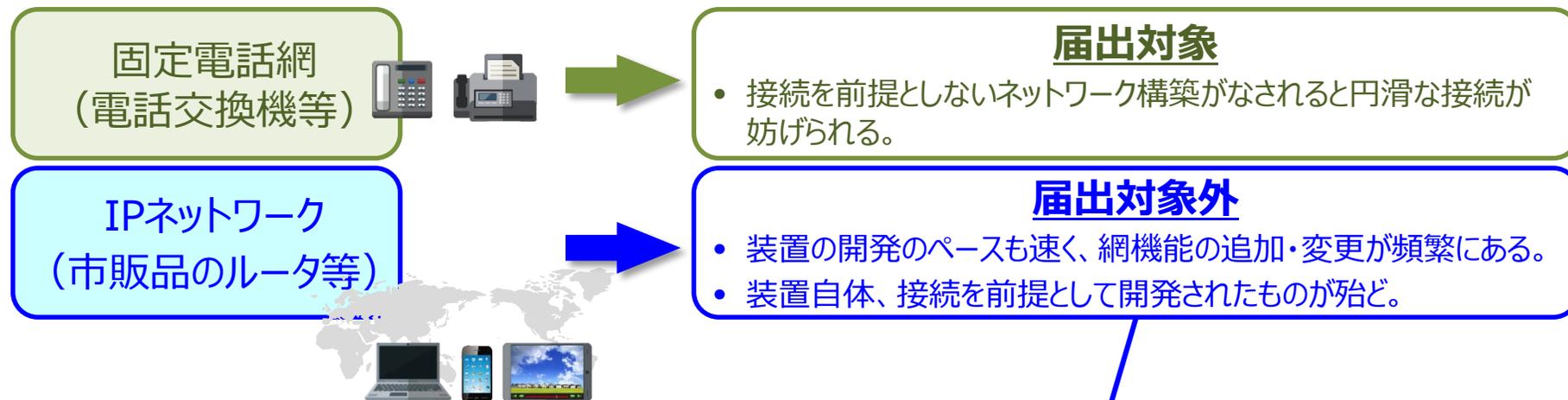
# 当社のIPネットワークについて

- 当社は、標準化された技術や市販品のルータ等、その時点で市中に存在する接続を前提とした装置を組み合わせたIPネットワークを構築することで、円滑な接続を実現してまいりました。
- また、リソースの限界等に起因して接続上の制約が生じる場合もありますが、そのような制約については、速やかに公表してまいりました。
- 本制度の見直し理由の一つに、IPoE接続事業者数が制限されていることが挙げられていますが、この制約は当社が予め仕様を決めて制限した訳ではなく、検証の結果、事後的に判明したものです。
- 当初は3者という制約を定めていましたが、当社は、IPv4からIPv6への移行をISP事業者と共にスムーズに進めるため、NGNにおける故障検出の仕組みを速やかに見直すことで接続可能事業者数を16者へ拡大しました。
- 以上のとおり、当社は円滑な接続を実現することを大前提として、これまでもIPネットワークを構築してきたのであって、今後も当社が他事業者に対する接続の制約を意図的に設けることはありません。

# 網機能提供計画について

- 接続を前提としないネットワークが構築されると、網改造のための多大な時間・費用を要すること等から、円滑な接続が妨げられるとして、本制度が創設されました。
- 一方、ルータ等は、接続を前提として開発された装置であり、円滑な接続が妨げられることが想定し難いとして届出対象外とされてきた趣旨は現在でも変わらず、現行の告示に基づく情報開示を通じ、円滑な接続に支障を及ぼすような問題はこれまで特段発生していません。
- したがって、本制度の見直しにあたっては、新たな網機能の早期提供等の観点から届出対象は最小限に、また届出期間は最短としていただきたいと思います。

〔制度の趣旨〕

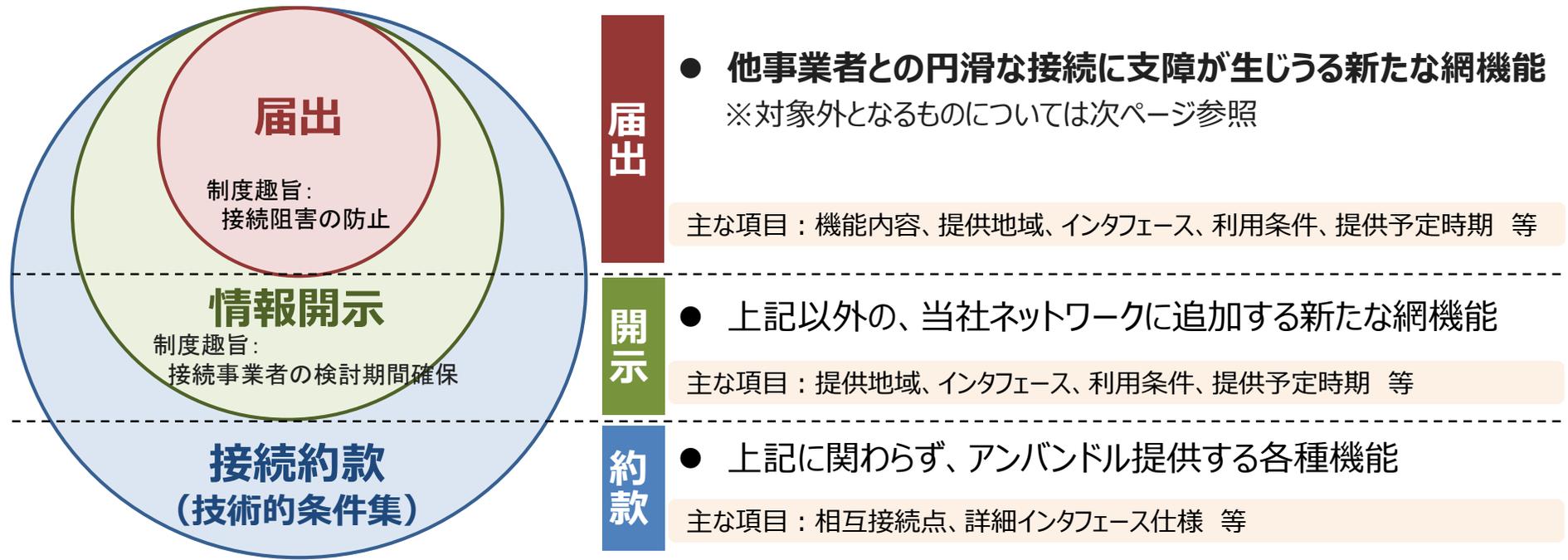


どのような機能の変更又は追加に関する計画を対象にするか、また、総務大臣への届出の期限をどのように設定するかについては、総務省において十分に制度の柔軟性についても配慮して検討することが適当（「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申における考え方）

# 届出対象に関する当社意見について（1/2）

- 前述の趣旨を踏まえ、**他事業者との円滑な接続に支障が生じる新たな網機能を提供する際には、本制度に基づく届出を行うこととします。**
- 一方、上記以外の新たな網機能については、これまでどおり、**告示に基づく情報開示を丁寧に実施していくこととします。**

〔対象範囲イメージ〕



# 届出対象に関する当社意見について（2/2）

- 他事業者との円滑な接続に支障が生じるおそれがないものとして、具体的には以下のような事例が該当すると考えます。
- 加えて、既に他事業者が提供している等、新奇性がなく公知の技術を用いて提供される機能について、当社だけが工事着手を遅らせるよう強いられることで競争上の不利益を被ることがないよう、そうした機能についても届出の対象外とすることを検討していただきたいと考えます。

## 他事業者との円滑な接続に支障が生じるおそれがない機能

以下の全てに該当する場合

接続可能事業者数等が十分であり、接続を要望する他事業者を実質的に制約しないと見込まれる場合

当該機能を利用するために、接続事業者において既製品で接続可能な方法があると見込まれる場合

当該機能を利用するための既存の接続条件が、著しく不利益な変更とならない場合

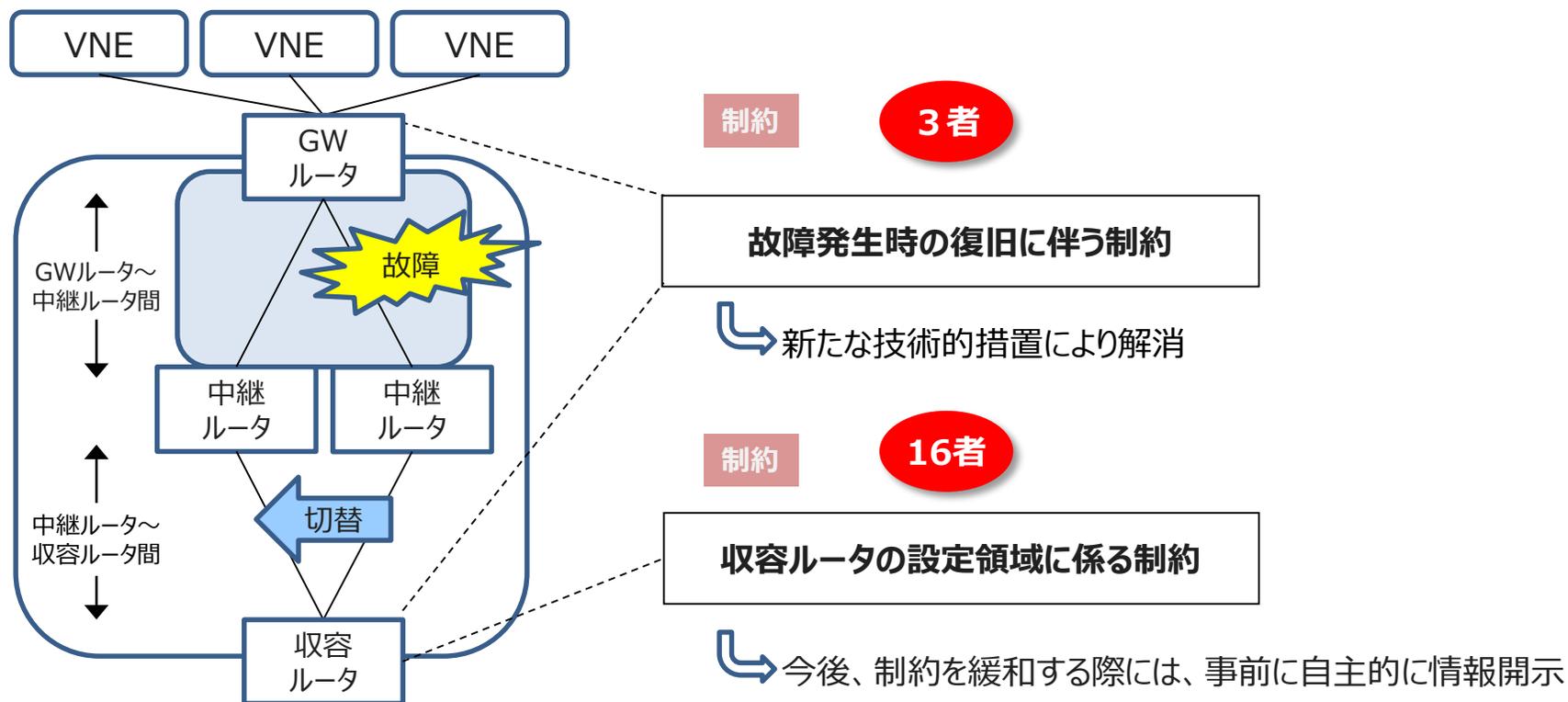
## 新奇性がなく公知の技術を用いている機能

既に他事業者がサービス提供している機能

網機能提供計画の  
届出対象外

# (参考) IPoE接続可能事業者数について

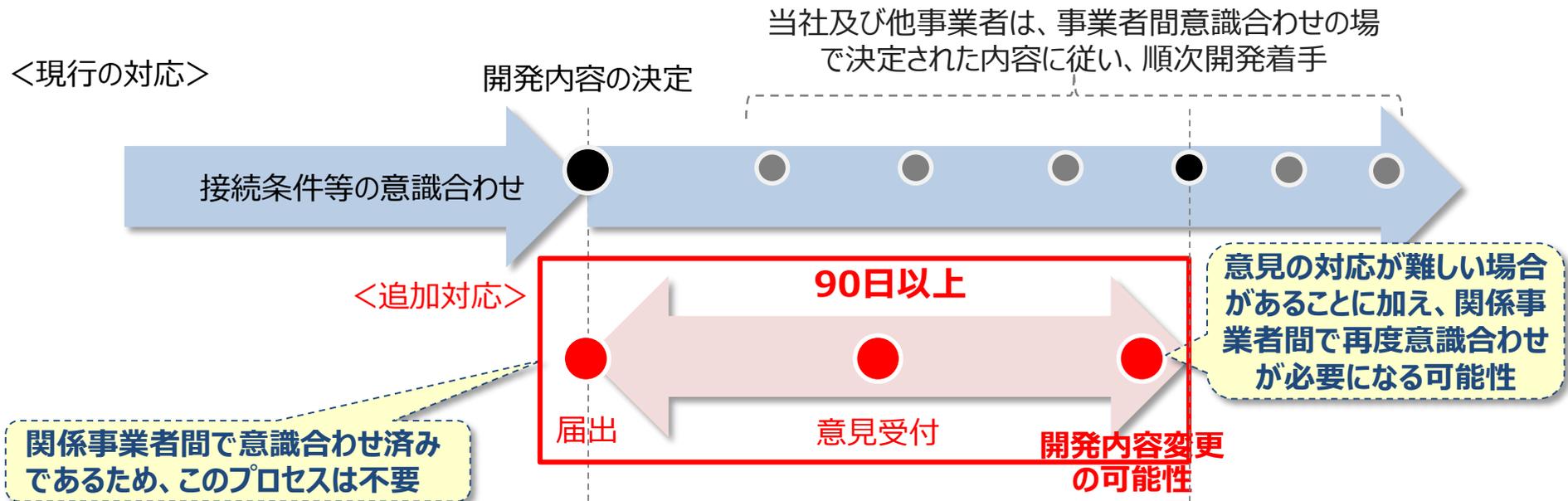
- IPoE接続可能事業者数（3者/16者）については、当社が予め仕様を決めて制約を付していた訳ではなく、検証の結果、NGNに導入済のルータに関して事後的にその制約が判明したため、IPoE接続を開始する際に必要な制約として付したものです。
- なお、IPoE接続の16者制限については、今後の制限緩和が求められている状況にあることに鑑み、その制限を緩和する際には事前に自主的に情報開示する考えです。



# (参考) PSTNマイグレーションにおける取組みについて

- PSTNマイグレーション後における音声通信のIP-IP接続のルータ等の接続条件等については、事業者間意識合わせの場で、全関係事業者間で協議を行って具体的な内容を定め、今後も接続条件の刷り合わせを行う考えです。
- このように**事業者間で事前に刷り合わせを行うものについては、円滑な接続に支障が生じるおそれはないため、届出の対象外**としても問題は生じないと考えます。
- また、届出を実施し、事業者間意識合わせの場での合意事項と異なる意見・要望をいただいても、それらを反映することが難しい場合があります。

[事業者間意識合わせの場での合意事項があるにも関わらず、網機能提供計画の届出対象とした場合の影響]



# 他事業者意見への対応について

- 網機能提供計画に対して、他事業者から意見があり、当社が追加的な開発等を行う場合は、当該事業者に適切なコスト負担をしていただいた上で、**可能な限り、その意見における要望内容にお応えしていく考え**です。
- その際、「追加的な開発等を行ったものの、結果的に利用する事業者がない」等のリスクを回避するためには、**利用を前提とした意見提出を担保する措置**（追加的な開発等の着手に先立って意見提出事業者との間でソフトウェア開発契約を締結する等）が必要です。
- また、様々な事業者が自前IPネットワークを用いてサービス提供している競争状況下において**新たな網機能の迅速な提供を妨害することを目的とした意見提出がなされないようにするための仕組みも必要**と考えます。  
（米国では、同種の制度において、意見提出に際し、機能提供の遅延を目的とした意見提出でないこと等を宣誓する仕組みが存在するようです。）
- なお、IPネットワークを構成する装置は市販品であるため、**装置に具備されていない機能の利用要望については、実現は困難**です。

# 届出期間に関する当社意見について

- ルータ等を事前の届出対象に見直した場合、当社の新たな網機能の開発期間が長期化することとなり、通信業界全体のイノベーションの遅れ、ひいては国民の不利益にもつながることから、工事（開発）着手に影響を与えないような手続きとしていただきたいと思います。
- 当社は円滑な接続を実現することを大前提として、これまでもIPネットワークを構築してきており、工事着手に合わせて届出を行い、並行して他事業者からの意見を受け付けるとしても、円滑な接続に支障が生じるおそれは極めて低いと考えます。
- しかしながら、工事着手前に他事業者からの意見受付を行うことが必要なのであれば、その期間は接続約款の変更に係る意見募集期間（30日）と同様の期間で十分と考えます。
- なお、届出時には、計画段階で判明している制約内容を届け出ることとし、工事の中での検証後等、事後的にしか分からない制約内容については、判明した時点で公表していく考えです。

# 当社意見まとめ

- 当社は、標準化された技術や市販品のルータ等を用いて、IPネットワークを構築しており、「接続を前提としないネットワーク」を構築する考えはありません。
- 円滑な接続に支障が生じるおそれがないものまで網機能提供計画の届出対象にすると、当社の新たな網機能の開発期間が過度に長期化することになり、通信業界全体のイノベーションの遅れ、ひいては国民の不利益にもつながると考えます。
- それでもなお、本制度の見直しを実施するのであれば、新たな網機能の早期提供等の観点から届出対象は最小限、また届出期間は最短としていただきたいと考えます。
- 当社はこれまでも今後も決して他事業者に対して意図的に接続の制約を設けることはありませんが、今後は、制約が生じる場合については、今まで以上に丁寧に説明していく考えです。

# その他考慮いただきたい事項

## 1. 工事着手から最大200日の後ろ倒しについて

他事業者から意見・要望が寄せられた場合において、総務省が円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると判断したときは、工事着手時期を最大200日まで後ろ倒しすることがありうるとされていますが、当初予定していた時期に新サービスが提供できなくなることで、サービス提供事業者の競争力が損なわれることがないよう、総務省において、寄せられた意見・要望だけに依拠することなく、慎重に判断いただきたいと考えます。

## 2. 工事着手時期の前倒しについて

意見受付期間に他事業者から意見・要望がない等、他事業者との円滑な接続に支障がないと他事業者が判断していると考えられる場合は、これまでと同様、工事着手時期の前倒しを可能としていただきたいと考えます。

## 3. 諸外国の事例

本制度の見直しの検討に際しては、諸外国の事例等も踏まえて、慎重に検討をしていただきたいと考えます。

## 4. 止むを得ない場合の例外措置

セキュリティや災害対応等の緊急を要する場合には、事後の情報開示のみとする等の制度設計となるよう、配慮いただきたいと考えます。